

安曇野市では、空家の流通や利活用を促進するとともに、空家の件数の減少や管理不全空家の発生を抑制するため、空家所有者の方向けの補助金を交付します。

注意! 補助対象になる空家とは?

おおむね1年以上にわたり、居住その他の利用実態（店舗や賃貸、別荘としての利用など）がない建築物等を「空家」といいます。ただし、申請時点で既に市場に出ている（=不動産業者と売買・媒介契約を締結している）ものや、共同住宅の空き室は対象となりません。

*所有者や近隣の方が「ここは空家だ」と認識しているかどうかは関係なく、客観的な状況で判断します。

◎補助対象になる建物の例

- ・所有者の死後、家財がそのままになっている住居
- ・長年使っていない別荘
- ・住居は使っていないが、庭を家庭菜園にしている
- ・住居は使っていないが、農機具を倉庫に置いている
- ・年に何度か、掃除や庭の除草のため宿泊している

◎補助対象にならない建物の例

- ・賃貸物件だが、この1年ほど借り手がつかない
- ・年に1度、親戚が集まって過ごしている
- ・不動産業者と仲介契約を結んだが買い手がつかない
- ・同じ敷地内の別棟に居住者がいる
- ・母屋を商材や事業用資材の保管場所として使っている

1 片付け清掃補助

空家を整理し、物件を安曇野市空き家バンクに掲載する場合に、片付け・清掃費用を補助します。

注意! 必ず着手前に補助金の申請をしてください。

(先に片付け作業・片付け契約・不動産業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- | | |
|------|--|
| 対象者 | <input type="checkbox"/> 個人であること（法人でないこと）
<input type="checkbox"/> 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
<input type="checkbox"/> 建物の所有者であること |
| 対象物件 | <input type="checkbox"/> 物件が安曇野市内にある「空家」であること
<input type="checkbox"/> 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
<input type="checkbox"/> 取得して5年以上経過した空家であること（相続・遺贈の場合は、前所有者の所有期間と合算）
<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと
<input type="checkbox"/> 共有の場合：共有者の同意を得ていること
<input type="checkbox"/> 交付申請日以降に、 安曇野市空き家バンク仲介事業者 と媒介/売買契約を締結し、
安曇野市空き家バンク に物件を掲載すること（売却、賃貸どちらでも可） |
| その他 | <input type="checkbox"/> 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
<input type="checkbox"/> 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可） |

○補助の対象となる経費

- ・空家内外の残置物の処理費用
- ・廃棄物処理費用（**家電リサイクル料金を除く**）
- ・空家の庭木の伐採・せん定や草刈りの費用

対象経費の1/3

上限10万円を補助

安曇野市空き家バンクへの掲載にあたって、
これから不動産登記・相続登記・境界測量などを行う場合…

空き家バンク登録者支援補助が併用できます！

対象経費の1/3

上限20万円

詳細は
こちら
から▶



空家を解体し、不動産事業者を通じて敷地を第三者へ売却する場合に、解体工事費用を補助します。

注意! 必ず着手前に補助金の申請をしてください。

(先に空家解体・解体の契約・不動産事業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者

- 個人であること（法人でないこと）
- 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
- 空家となっている建物、またはその土地の所有者であること

対象物件

- 物件が安曇野市内にある「空家」であること
- 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
- 取得して5年以上経過した空家であること（相続・遺贈の場合は、前所有者の所有期間と合算）
- 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと

その他

- 共有の場合：共有者の同意を得ていること
 - 敷地内の建築物、工作物、立木等を全て撤去し更地にすること（上下水道施設を除く）
※媒介契約においては不動産事業者の、売買契約においては買主の同意がある場合、母屋以外は残置可能です
 - 交付申請日以降に、敷地を住宅用地として第三者へ売却するため、不動産事業者と媒介/売買契約すること
- 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
- 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

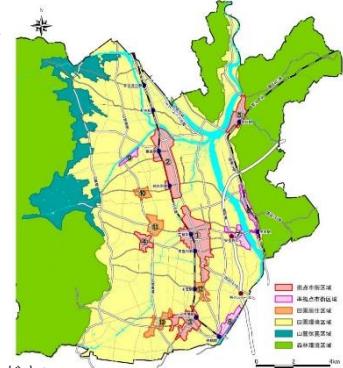
○補助の対象となる経費

- ・当該空家等の解体工事費用
- ・廃棄物処理費用
- (家電リサイクル料金を除く)**
- ・敷地の整地費用

※重点支援空家（…①劣化が著しく倒壊のおそれがあるもの、②再建築が困難な敷地を隣地所有者が取得して解体するもの）に該当する建物を解体する場合、又は借地上の建物を地主が解体する場合には、補助額、交付要件、提出書類が一部異なります。詳しくはお問合せください。

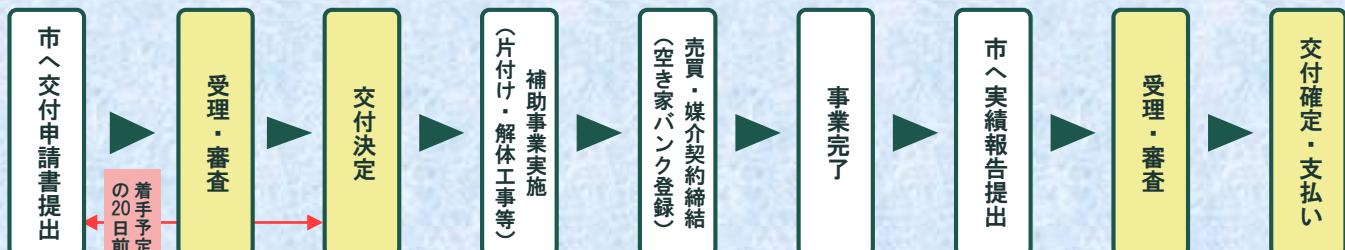
右図の区域により上限が異なります

拠点市街区域	対象経費の1/3
準拠点市街区域	上限70万円を補助
田園居住区域	上限50万円
田園環境区域	上限30万円
山麓保養区域	
森林環境区域	



※区域が分からぬ場合は空家活用係までご相談ください。

○補助金の申請から交付まで



◎添付書類 ※★書類は場合によって必要

- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・片付け・解体工事等の見積書
- ・建物及び土地の登記全部事項証明書
- ・位置図（建物の場所が分かる地図）
- ・着手前の写真

★空家の所有者と申請者の相続関係
及び他の相続人がわかる書類

★他の所有者等の同意書（様式第3号）

各種書式は
こちらから
ダウンロード
できます



◎片付け清掃補助では、空き家
バンク仲介事業者と契約し、
バンクへの登録が必要です

◎空家解体補助では、不動産事
業者と媒介契約または売買契
約の締結が必要です

◎事前着手厳禁です！契約の締
結日が交付申請日より前の場
合は補助対象外になります

※年度末（3月31日）までに提出！

◎添付書類

- ・片付け・解体工事等の契約書
又は申込書
- ・片付け・解体工事等の領収書
- ・不動産事業者と締結した媒介/
売買契約書
- ・事業実施後の写真